

- ・いくつかの種類の産業廃棄物が混合し、一体不可分の状態で排出される場合、その産業廃棄物は「混合物」（混合廃棄物）として扱われます。
具体的な例を挙げると、発生段階からプラスチック類、ゴムくず、金属くずなどが分別できない状態で混合しているシュレッダーダストは「プラスチック類、ゴムくず、金属くずの混合物」として扱うことがあります。
- ・どんな廃棄物を「混合物」として扱えばよいか、明確な基準があるわけではないので、判断に迷った場合は、行政に相談しなければなりません。
ただし、「油分を含むでい状物」のみ、環境省の通知で基準が定められています。「油分を含むでい状物の取扱いについて」（公布日：昭和51年11月18日 環水企181・環産17）によると、「油分をおおむね5%以上含むでい状物は汚泥と廃油の混合物」として扱われ、この条件に該当しないものは「汚でい（油分を含む汚でい）」として扱われます。
- ・混合物を排出する際に、一番に気をつけなければならないのは、混合している全ての廃棄物の処理許可を取得している廃棄物処理業者に委託することです。
処理委託契約を締結する前に、許可証の写し等で、処理業者の許可の状況をよく確認することが必要です。
- ・混合物について、廃棄物処理法で定められた書類（マニフェスト、マニフェスト交付状況等報告書等）で報告する場合にも注意が必要です。
- ・一般的に、混合物のマニフェストは、廃棄物の品目ごとに部数を分けるのではなく、1つの混合物について1部交付します。
そして、廃棄物名称や廃棄物分類の欄に、混合している品目が何か、分かりやすく記入します。例えば、全国産業廃棄物連合会発行のマニフェストを使用している場合は、廃棄物分類の項目において、混合している全ての廃棄物の品目にチェックをつけます。
- ・マニフェスト交付等状況報告書については、自治体によって混合物の報告方法が異なりますので、自治体のホームページ等で、記入マニュアルをよく確認することが必要です。
例えば、1つの混合物について、廃棄物の品目ごとの排出量の報告が細かく求められる場合もありますし、最も混合割合が大きい廃棄物の品目に代表させて報告が求められる場合もあります。